

△ 少泉氏より、選衛 奉旨令が組令迄、至事也一紙  
 比代之より、奉旨遺儀のあり、其勅議を提出し、  
 心諒長少泉氏より、少泉氏の言を兼思す、  
 之にあらずと回答す、  
 堀越君より、由不承思の意を表す、

鑄目古迄  
 板代銀七  
 堀川銀次  
 大島萬吉